

江南市乾杯条例

(目的)

第1条 この条例は、本市で生産される日本酒（以下「地元酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、木曾川の恵みに感謝しつつ、地域の文化及び郷土の歴史への理解を深めるとともに、地元酒の普及の促進に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、地元酒による乾杯の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 地元酒の生産を業として行う者は、地元酒による乾杯を推進するために、主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う地元酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。